第八十五条の二に見出しとして「（市町村に対する共済事業の実施の申出）」を付し、同条第一項中「本章の規定により」を「第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる」に改め、同条第二項中「その」を「、その」に改め、同条第三項中「第四十四条の二」を「第六十条」に改め、同条を第百一条とする。

第八十五条に見出しとして「（農業共済組合による共済事業の実施）」を付し、同条第一項中「第八十三条第一項第一号及び第三号」を「第九十七条第一項第一号及び第二号」に、「行わなければならない」を「行う」に改め、同条第二項後段を削り、同条第十項を次のように改める。

家畜共済には、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該農業共済組合の組合員の営む当該種類についての耕作の業務の総体としての規模が農林水産大臣の定める基準に達しないことその他当該種類」とあるのは、「当該種類」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十五条第十一項中「第十三項」を「次項」に、「農業共済組合連合会が第百二十一条第二項」を「都道府県連合会が第百六十四条第二項」に、「第八十三条第一項第四号から第六号まで」を「第九十七条第一項第三号から第五号まで」に改め、同条第十三項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「第百二十一条第二項」を「第百六十四条第二項」に、「第八十三条第一項第七号」を「第九十七条第一項第六号」に改め、同条第三項から第九項まで及び第十二項を削り、同条に次の一項を加える。

特定組合は、第九十七条第一項第三号から第六号までに掲げる共済事業を行うことができる。

第八十五条を第九十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（全国連合会による共済事業の実施）

第百条　全国連合会は、農林水産省令で定めるところにより、特定区域（当該全国連合会と特定合併をした特定組合又は都道府県連合会の区域に相当する区域をいう。以下同じ。）を実施区域として、第九十七条第一項第一号及び第二号に掲げる共済事業を行う。

全国連合会は、農林水産省令で定めるところにより、特定区域を実施区域として、第九十七条第一項第三号から第六号までに掲げる共済事業を行うことができる。

前二項に規定するもののほか、全国連合会は、農林水産省令で定めるところにより、特定区域以外の区域（以下この項において「特定区域外区域」という。）を実施区域として、共済事業を行うことができる。この場合において、全国連合会は、特定区域外区域において農業共済組合又は第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村が行う共済事業の共済目的の種類とされているものを、共済事業の共済目的の種類とすることができない。

第一項の規定により全国連合会が共済事業を行う場合には、前条第二項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十四条に見出しとして「（共済事業の内容）」を付し、同条第一項中「農業共済組合」を「共済事業」に改め、「家畜共済」の下に「のうち死亡廃用共済にあつては第二号、家畜共済のうち疾病傷害共済」を加え、「組合員」を「組合員等」に、「ものとする」を「事業とする」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　共済目的　牛、馬及び豚で出生後経過した期間が農林水産省令で定める基準に適合するもの
　共済事故　牛、馬及び種豚にあつては死亡（と殺による死亡及び家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第二項の規定による特別手当金又は同法第六十条の二第一項の規定による補償金の交付の原因となる死亡を除く。以下この条において同じ。）及び廃用、種豚以外の豚にあつては死亡

三　共済目的　前号に掲げる牛、馬及び豚（種豚に限る。）
　共済事故　疾病及び傷害

第八十四条第一項第四号中「による果実の減収及び品質の低下（第百二十条の六第一項第三号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済（以下「特定収穫共済」という。）にあつては、果実）を「（果実」に、「生産金額の減少」を「ものに限る。」に改め、同項第五号中「前号の」を「前号に掲げる」に改め、「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「による枯死」を「（果樹の枯死」に、「及び損傷」を「又は損傷を伴うものに限る。）」に改め、同項第六号中「第一号の」を「第一号に掲げる」に改め、「による農作物の減収（てん菜その他政令で定める農作物にあつては、農作物の減収及び糖度の低下）及び「による減収」を削り、同項第七号中「調節し」を「調節し、」に改め、「。以下同じ」を削り、「（以下」を「（第四項第一号において」に改め、同条第二項中「子牛等（前項第三号」を「前項第二号」に、「胎児をいい、」を「胎児（これらのうち」に改め、「。以下同じ」を削り、「共済規程の」を「事業規程（第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の実施に関する条例。第四項において同じ。）の」に改め、「家畜共済」の下に「（牛の胎児にあつては、死亡廃用共済に限る。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、牛の胎児に係る共済事故は、死亡とする。

第八十四条第三項中「第一項第三号」を「第一項第二号」に改め、「これを」を削り、同条第四項中「共済規程」を「事業規程」に改め、同条第五項中「農業共済組合」を「共済事業」に、「の農作物、同項第四号の果樹、同項第六号の」を「に掲げる農作物、同項第四号に掲げる果樹、同項第六号に掲げる」に、「組合員」を「組合員等」に、「ものとする」を「事業とする」に改め、同条を第九十八条とする。

第八十三条に見出しとして「（共済事業の種類）」を付し、同条第一項中「農業共済組合の行う共済事業」を「共済事業の種類」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次の一項を加える。

家畜共済は、死亡廃用共済及び疾病傷害共済とする。

第八十三条を第九十七条とし、同条の前に次の款名を付する。

第一款　通則

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節　農業共済事業

第三章に次の一節を加える。

第二節　農業共済責任保険事業

（都道府県連合会の保険事業）

第百六十四条　都道府県連合会は、その組合員たる組合等が第九十七条第一項第一号及び第二号に掲げる共済事業によつてその組合員等に対して負う共済責任を相互に保険する事業を行う。

都道府県連合会は、前項の規定による事業のほか、その組合員たる組合等が第九十七条第一項第三号から第六号までに掲げる共済事業によつてその組合員等に対して負う共済責任を相互に保険する事業を行うことができる。

（保険関係の成立）

第百六十五条　都道府県連合会の組合員たる組合等とその組合員等との間に共済事業の共済関係が存するときは、政令で定めるところにより、当該都道府県連合会と当該組合等との間に、当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

（保険金額等）

第百六十六条　前条の保険関係に係る保険金額、保険料及び保険金に関し必要な事項は、政令で定める。

（保険金の支払とみなされる場合）

第百六十七条　都道府県連合会の組合員たる組合等の疾病傷害共済に付された家畜につき共済事故が発生した場合において、都道府県連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、当該都道府県連合会は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において保険金を当該組合等に支払つたものとみなす。